

浄化槽を設置される皆さまへ（福島県からのお知らせ）

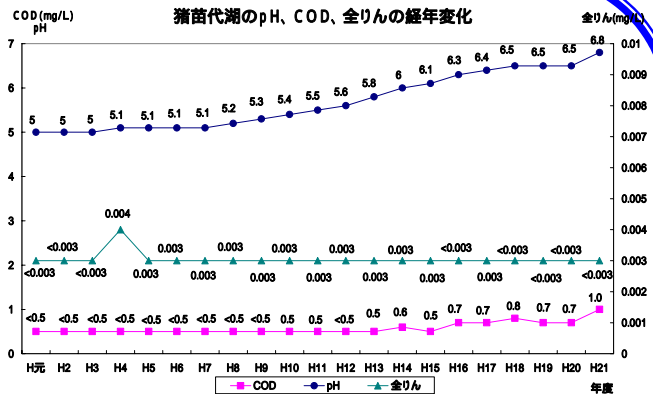
窒素・りん除去型浄化槽の設置による 猪苗代湖の水環境保全にご協力ください。

県民共有の財産である猪苗代湖の水質は、年々、少しずつ悪化してきています。

特にりんについては、猪苗代湖固有の自然浄化機能により、これまで低く抑えられてきましたが、pHの上昇に伴い今後濃度が上昇し、富栄養化を引き起こすことが懸念されています。

このため、県では猪苗代湖へのりんの流入を防止する観点から、流域で窒素・りん除去型浄化槽を設置される方への支援制度を新たに設けました。

紺碧の猪苗代湖を美しいまま次の世代に継承していくため、皆さまのご協力をお願いします。



pH（水素イオン濃度）とは

- 水の酸性とアルカリ性の度合いを示す指標であり、中性の水はpH7で、7より小さいものは酸性、7より大きいものはアルカリ性といえます。

CODとは

- 湖沼、海域の有機汚濁の程度を示す代表的な指標で、この値が大きいほど汚れていることを示します。

全りんとは

- 湖沼や海域の富栄養化を図る代表的な指標であり、人為的には、生活排水、工場排水及び畜産排水などに含まれています。

猪苗代湖流域¹でくみ取便所や単独処理浄化槽を廃止して窒素・りん除去型浄化槽を設置される方には、これまでの補助金に加え、11万円（定額）の追加補助がなされます。

例）6～7人槽の浄化槽を設置する場合

これまでの補助金：1,112,000円

（豪雪地帯²は、1,183,000円）

追加の補助金：110,000円

合計：1,222,000円

（豪雪地帯は、1,293,000円）

1 郡山市では、湖南町の区域が対象になります。

2 猪苗代町は、豪雪地帯に該当します。

これ以外に、くみ取便槽及び単独処理浄化槽の撤去費用に対する補助がありますので、各市町にお問い合わせください。



©松本零士

湖美来イメージキャラクター「湖春」

猪苗代湖流域で新築に伴い窒素・りん除去型浄化槽を設置される方には、これまでどおり通常型浄化槽の設置費用との差額相当分の補助がなされます。

補助金の手続きについては、各市町の窓口にお問い合わせください。

- ・郡山市 下水道部下水道総務課 024-924-2351
- ・猪苗代町 上下水道課下水道業務 0242-62-5633

会津若松市湊地区では、市が浄化槽を設置する「会津若松市個別生活排水事業」を実施しています。

福島県生活環境部水・大気環境課

〒960-8670 福島市杉妻町2-16（県庁西庁舎8階）

電話024-521-7258 FAX024-521-7927

メール mizutaiki@pref.fukushima.ip